

8 空き家を活用したい方への支援

問 建築住宅課 空家活用センター (027-898-6081)

※次の1~4の事業を申請する場合は、事前に空家活用センターへご相談ください。

1 空き家をリフォームしたい方へ(活用支援事業)

空き家を住居として活用するために行う改修工事費用の一部を補助します。※12

◇補助率：工事費用の1/3以内(上限100万円、1,000円未満切捨て)

◇加算：転入者、子育て世帯、居住誘導区域への加算措置があります。(工事費用の1/3以内)

2 近居・同居で空き家を活用する方へ(二世帯近居・同居住宅支援事業)

親もしくは子と近居(直線距離が概ね1km以内)または新たに同居するために、親族が所有する空き家または取得した空き家を解体して、跡地に住宅を新築する工事に係る費用の一部を補助します。

◇補助率：工事費用の1/3以内(上限80万円、1,000円未満切捨て)

◇加算：転入者、子育て世帯、居住誘導区域への加算措置があります。(工事費用の1/3以内)

3 古い空き家を解体したい方へ(老朽空き家対策事業)

昭和56年5月31日以前に建築された空き家の解体工事に係る費用の一部を補助します。

◇補助率：工事費用の1/3以内(上限20万円、1,000円未満切捨て)

◇加算：解体後の跡地を駐車場として整備した場合や、住宅等を建築した場合、加算措置があります。(工事費用の1/3以内)

4 空き家の残置物を処分したい方へ(空き家バンク利用促進事業)

空き家バンクに登録後、契約が成立となった空き家の家財道具等の処分に係る費用を補助します。

◇補助率：対象費用全額(上限10万円、1,000円未満切り捨て)

◇補助対象者：空き家の所有者(※契約成立の相手方が補助対象者の配偶者または3親等以内の親族でないこと)。

※12 地域のコミュニティスペースなどの「まちづくりの活動拠点」として活用するために行う改修工事に対する補助もあります。詳細はお問い合わせください。

※注意1 左記1~4の各補助事業は受付期間内の申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

※注意2 他の補助制度と重複すると、補助が受けられない場合があります。詳細はお問い合わせください。

ご注意ください！ 市は、電話や訪問によるリフォームの委託・勧誘は一切行っておりません。



◇その他、前橋市の全般的な補助金情報などが掲載されているページはこちらから

掲載場所：ホーム>Menu>行政情報>行財政>財政>補助金情報等

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/gyosei/2/5/2/index.html>



◇前橋市の子育て支援などが掲載されているページはこちらから

掲載場所：ホーム>Menu>子育て・教育>子育て>補助・支援

https://www.city.maebashi.gunma.jp/kosodate_kyoiku/2/6/index.html

回覧

住まいのサポートガイド

各サポートメニューの詳細な内容については、担当課へお問い合わせください。



1 耐震補強を考えている方への支援

問 建築指導課 (027-898-6752)

1 木造住宅耐震診断者派遣事業

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断を無料で行います。

診断者の交通費はお支払いください。

◇診断料：無料(診断者の交通費1,000円は申請者負担)

2 木造住宅耐震改修費補助事業

上記の耐震診断で耐震性が不足と判断された場合、耐震改修工事及び耐震シェルター設置費用の一部を補助します。(補助を受けるには一定の要件があります。)

◇補助額

耐震改修工事：工事の費用の4/5(上限100万円)

耐震シェルター設置：本体費用の2/3(上限30万円)

2 バリアフリーを考えている方へ

1 介護保険住宅改修^{※1}

在宅の要介護者・要支援者が、手すりの取付けや段差の解消などの住宅改修を行った場合に介護保険で改修費用を支給します。

◇自己負担額：住宅改修費用の1~3割(補助対象となる工事費用は20万円まで)

◇問い合わせ：介護保険課 (027-898-6157)

2 重度身体障害者(児)日常生活用具給付等事業^{※2}

重度身体障害者(児)及び難病患者の移動等を円滑にするために行う小規模な住宅改修工事費用の一部を補助します。

◇自己負担額：市民税所得割の額に応じて、住宅改修費用の0~3割を自己負担(補助対象となる工事費用は全体の20万円まで)

◇問い合わせ：障害福祉課 (027-220-5711)

3 重度身体障害者(児)住宅改造費補助^{※3}

重度身体障害者(児)がいる世帯が、玄関、台所、浴室、便所などを改造するための費用の一部を補助します。

◇補助：住宅改造費用の5/6の額(上限50万円)

◇問い合わせ：障害福祉課 (027-220-5711)

※1 要介護・要支援者に限ります(認定申請中を含む)。担当の介護支援専門員への事前相談が必要です。

※2 身障手帳及び障害状態(難病患者)の要件や所得要件があります。障害福祉課への事前相談が必要です。

※3 身障手帳の要件や所得要件があります。障害福祉課への事前相談が必要です。